

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部
を改正する条例のあらまし

- 1 職員の育児休業について、人事院規則の改正に合わせ、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合に、再度の育児休業、育児休業の期間の再度の延長等を認めることとします。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。